先端サービス実装分科会プロジェクト 公募要領

2023年7月

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

目次

1.	事	業概要	.3
	1.1	背景・目的	.3
	1.2	実施スキーム	.3
	1.3	実施期間	.4
	1.4	分科会リーダーへの支援	.4
2.	募	集内容	.5
	2.1	募集分科会プロジェクト	.5
	2.2	分科会プロジェクトに係る役割分担の考え方	.7
	2.3	分科会リーダーによる情報の取扱いについて	.8
3.	「西	 新宿先端サービス実装産官学コンソーシアム」への参画	.8
	3.1	コンソーシアム事務局による支援	.8
	3.2	分科会リーダーの義務	.8
4.	応	募要件	.9
5.	応	募手続き1	0
	5.1	事業開始までのスケジュール1	.0
	5.2	応募意向表明1	. 1
	5.3	応募書類の提出1	. 1
6.	選	定方法1	2
	6.1	評価項目	.2
	6.2	採択結果通知1	.3
7.	問	ハ合わせ先1	3
8	事	とプロチーターの企業情報 1 1	3

1 事業概要

1.1 背景・目的

東京都では、2019 年 8 月に「TOKYO Data Highway 基本戦略」を発表し、西新宿エリアを 5 Gの重点整備エリアの一つに位置付け、5 Gをはじめとする高速モバイルインターネット網の早期構築に向けた整備を進めています。また、2019 年 12 月に発表した「未来の東京」戦略ビジョンでは、西新宿エリアを「スマート東京」先行実施エリアと位置付け、5 G等先端技術を活用した分野横断的なサービスの都市実装に向けた取組を推進しています。

こうした先行的な取組を進める西新宿において、先端技術を活用したスマートシティサービス(以下、「先端サービス」という。)の都市実装を加速させるため、2022 年度には、企業や大学等の多様な主体が集積した「西新宿先端サービス実装・産官学コンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」という。)を設立し、7件のプロジェクトを採択しました。また、共通するテーマにおいては、会員同士が連携し課題解決に取り組むため、テーマ別に設定された5つの分科会を立ち上げました。

2023年度から2024年度においても、2か年に渡り継続的に分科会活動を支援し、より一層都市実装を加速していくとともに、産官学協働によりスマート東京実現に向けた取組を推進していきます。

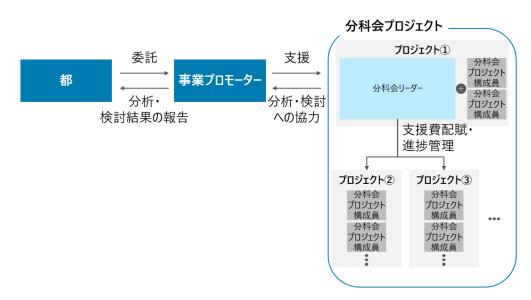
この度、デロイトトーマツコンサルティング合同会社(以下、「事業プロモーター」という。)は、「西新宿コンソーシアムによる先端サービスの実装促進事業業務委託」(以下、「本事業」という。)を東京都から受託し、本事業における事業プロモーターとして、各分科会において西新宿エリアでの都市実装を目指すプロジェクト(以下、「分科会プロジェクト」という。)を公募いたします。

1.2 実施スキーム

本事業における分科会プロジェクトでは、事業プロモーター支援のもと、西新宿エリアでの先端サービスの都市実装に向けた取組を実施します。

分科会プロジェクトは、代表者(以下「分科会リーダー」という。)と参加者(以下「分科会プロジェクト構成員」という。)が実施する複数のプロジェクトから構成され、分科会リーダーは各分科会構成員が実施するプロジェクトの進捗管理を行い、事業プロモーターによる事業分析・検討への協力を求められます。

実施スキームは以下の通りです。



図①分科会プロジェクトの実施スキーム

1.3 実施期間

事業実施期間は2023年度から2024年度にかけて計2か年となります。

審査・選定を経て採択された分科会リーダーは、事業プロモーターとの契約締結後 分科会プロジェクトを開始し、2024 年 2 月末頃と 2025 年 2 月末頃までに事業プロモ ーターに対し、成果報告書を提出してください。

また、2024 年 3 月頃を目途に採択分科会プロジェクトの継続審査を実施し、採択継続を判断します。

1.4 分科会リーダーへの支援

分科会リーダーは、事業プロモーターより以下の支援を受けることができます。 なお、2024年3月頃までに実施予定の継続審査にて採択が取り消された場合、2024 年度は分科会プロジェクト支援の対象外となります。

① 分科会プロジェクト支援費

プロジェクト支援費は、先端サービスの都市実装に向けた取組に関連する費用 にのみ適用されます。支払いは、原則各年度末に提出する成果報告書確認後、事業 プロモーターから分科会リーダーに支給します。支払方法の詳細については採択 された分科会リーダーと協議の上、決定します。なお、年度ごとに支給する支援費 は、各年度につき総支援費の半分程度を目安とします。

事業プロモーターより支払われた支援費は、分科会リーダーが分科会プロジェクト内で配賦する必要があります。構成員への配分額は分科会リーダーに委ねられます。

なお、採択後には年度毎の支援費見込みが記載された試算表を提出し、2024年3月末頃・2025年3月末頃には年度毎の支援費使用実績が記載された実績報告書を提出していただきます。

② その他支援

分科会プロジェクト実施準備・実施に係る助言・工程管理等の運営支援を事業 プロモーターが実施します。

2. 募集内容

西新宿エリアをフィールドとして、社会課題の解決に貢献するプロジェクトを以下 の通り募集します。また、分科会リーダーは事業プロモーターとの委託契約における受 託者としての契約責任を有します。

2.1 募集分科会プロジェクト

本公募は社会課題の解決に貢献する 2 つの募集プロジェクト (「先端サービス都市 実装プロジェクト」及び「大学発先端技術開発プロジェクト」) から構成されます。

上述社会課題の例として、西新宿エリアにおいてスマート東京の取組を進めている「西新宿スマートシティ協議会(*1)」において整理された課題(別紙 2「西新宿エリアの課題」)、分科会プロジェクトの参考例として、別紙 4「分科会プロジェクトイメージ」を参照ください。

また、西新宿における実装サービスの多様性を確保する観点から、昨年度設置した分科会(以下「既存分科会」という。」)の取組と類似(*2)する内容での応募はご遠慮ください。既存分科会の取組内容については、別紙 5「既存分科会の取組概要」にてご確認ください。万一、既存分科会の取組と酷似する可能性がある場合は、事前に事務局へご相談ください。

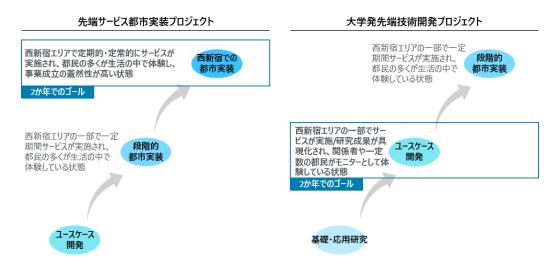
A.「先端サービス都市実装プロジェクト」

- ① 対象者:民間企業
- ② プロジェクト内容
 - (ア)西新宿エリアをフィールドとして、社会課題の解決に貢献する先端サービス であること
 - (イ)2か年度中に西新宿での都市実装(西新宿エリアで定期的・定常的にサービスが実施され、都民の多くが生活の中で体験し、事業成立の蓋然性が高い状態) を達成すること
- ③ プロジェクト支援費
 - (ア)支援費上限額:7,000万円(2か年総額、税込)

④ 採択件数:2件程度

B.「大学発先端技術開発プロジェクト」

- ① 対象者:大学または大学発ベンチャー(*3)
- ② プロジェクト内容
 - (ア)西新宿エリアをフィールドとして、社会課題の解決に貢献する先端サービス であること
 - (イ)将来的な都市実装を見据え、2か年度中に西新宿エリアの一部でサービスが実施/研究成果が具現化され、関係者や一定数の都民がモニターとして体験している状態を達成すること
- ③ プロジェクト支援費
 - (ア)支援費上限額:5,000万円(2か年総額、税込)
- ④ 採択件数:1件程度



図② 分科会プロジェクト毎の2か年でのゴール

- (*1)「西新宿スマートシティ協議会」(2020年5月15日設立)
 - https://smartcity-nishishinjuku.jp/
- (*2) 既存分科会の取組との類似性は、活用する技術や分科会プロジェクトでの実施内容 等から、審査時において事務局が総合的に判断します。
- (*3) 大学発ベンチャーとは、次に掲げる全ての事項を満たす民間企業を指すこととします。
 - ① 中小企業基本法における中小企業者に該当すること
 - ② 応募時点で株式市場において未上場であること
 - ③ 以下いずれかの区分に相当すること (ア)研究成果ベンチャー:大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・

ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたベンチャー

- (イ)共同研究ベンチャー: 創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立 5年以内に大学と共同研究等を行ったベンチャー。設立時点では大学と特段の 関係がなかったものも含む
- (ウ)技術移転ベンチャー:既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転等を受けたベンチャー。設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む
- (エ)学生ベンチャー:大学と深い関連のある学生ベンチャー。現役の学生が関係する(した)もののみが対象
- (オ)関連ベンチャー:大学からの出資がある等、その他大学と深い関連のあるベン チャー
- なお、大学発ベンチャーの定義は経済産業省による定義を参照しています。 https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/start-ups.html

2.2 分科会プロジェクトに係る役割分担の考え方

各段階における分科会プロジェクトに係る役割分担の考え方は以下の通りです。

	事業プロモーター	分科会リーダー
公募	・分科会プロジェクトの公募及び	・ 応募資料の作成
選定	選定	
準備	・分科会プロジェクトの実施準備	・ 分科会プロジェクトに必要なプロ
	支援	ダクト・サービスの準備
	・分科会プロジェクトの実施準備	・ 分科会プロジェクト実施体制の
	に関する工程管理	構築
実施	・分科会プロジェクトの実施支援	・ 分科会プロジェクトの実施
	・分科会プロジェクトの実施に	・ 分科会プロジェクトの検証に必要
	関する進捗管理	なデータ収集
		・ プロモーションへの協力
		・ 分科会プロジェクトの進捗報告
検証	・分科会プロジェクトの検証結果	・分科会プロジェクトの検証実施
	等に対する意見交換機会の	・都市実装に向けた課題の検討及び
	企画・実施	整理
	・プロジェクトの検証結果に	・分科会プロジェクトの検証結果等に
	対する分析・検討	対する意見交換
成果	・成果報告会の企画、実施	・成果報告会への協力
報告	・東京都への成果報告	・成果報告書の作成

2.3 分科会リーダーによる情報の取扱いについて

分科会リーダーは情報の取り扱いに関する以下の項目を遵守してください。

- ① 分科会リーダーはプライバシーやセキュリティに配慮し、分科会プロジェクトを 通じて取得されるデータを適切に管理すること。
- ② 分科会プロジェクトを通じて分科会リーダーが取得するデータに関する一切の権利は分科会リーダーに帰属し、分科会リーダーはその管理に係る一切の責任を負うものとする。
- ③ 都及び事業プロモーターが権利を有する提供データや情報及び分科会プロジェクト実施に係る成果物は都の承諾を得ずに第三者に提供することを禁止する。

3. 「西新宿先端サービス実装産官学コンソーシアム」への参画

本事業の分科会リーダーは分科会プロジェクトへの応募をもって、コンソーシアムの「サービス・技術提供会員」への応募があったものとみなします。(別紙1「西新宿先端サービス実装産官学コンソーシアムサービス・技術提供会員公募要領」に定める応募手続きは不要です。)会員になることで、コンソーシアム事務局による支援を受けられるとともに、分科会プロジェクト実施者として以下に定める活動を行っていただきます。本コンソーシアムの詳細は、別紙1を参照ください。なお、分科会プロジェクト構成員及びその再委託先も同様とします。

ただし、分科会プロジェクトが不採択となった場合は、本コンソーシアムへの参画 を辞退することが可能です。

3.1 コンソーシアム事務局による支援

分科会プロジェクト実施者は、本コンソーシアムの「サービス・技術提供会員」と して以下支援を受けることができます。

- ① 申請ワンストップ窓口の利用・実施場所調整支援
- ② 地域からの協力・フィードバック
- ③ エリア内データの利活用の支援
- ④ アクセラレーターによる助言・マッチング
- ⑤ プロモーション
- ⑥ 他エリア展開の支援

3.2 分科会リーダーの義務

分科会リーダーは、以下に定める活動を行っていただきます。

① 分科会プロジェクトにおいて先端サービスや関連技術(*4)の都市実装に向けた取組を牽引・実施し、2023年度末・2024年度末に成果の報告を行う。

- ② 先端サービスの都市実装に向け、分科会プロジェクト構成員に限らず、分科会内の その他分科会構成員と共に分科会一体としての取組推進に昇華させるべく、分科 会内で以下(ア)から(ウ)までの施策を実施する。なお、今後(ウ)を実施する ことを目標として(ア)・(イ)の実施を義務とする。
 - (ア) 情報交換会

ビジネス・制度・技術等各側面での課題を討議するための情報交換会を 2~3 カ月に 1 回の程度で開催する

- (イ) オンラインコミュニティ(Slack(*5)等)における定期的な情報交換・意見交換
- (ウ) 共同活動

共同でアンケート実施する、行政機関との交渉を共同で行う、各プロジェクトに共通する技術的な課題の解決を共同で研究する 等

③ デジタル社会人材育成事業への協力に関し、コンソーシアム事務局との連携窓口として、分科会プロジェクト内の意見聴取・取り纏め等を行うほか、事業への協力・呼びかけ依頼があった際は分科会プロジェクト内で対応事業者の調整・決定を行う。

なお、デジタル社会人材育成事業への協力とは、別紙 1「西新宿先端サービス実装 産官学コンソーシアムサービス・技術提供会員公募要領」に記載の 6 つの協力事 項を指すものとし、その内下記インターン実施への協力については義務とする。

インターン実施(*6):インターンの実施とそれに伴う各種対応、先端サービスの 都市実装現場等への受け入れ、コンソーシアム事務局への活動報告提出 等

- (*4) 関連技術とは、サービスの都市実装に必要な要素技術を指します。
- (*5) 本コンソーシアム内で事務局や会員間のコミュニケーションを促進するために運用されている SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)ツール
- (*6) 「インターン実施」の詳細については、別紙 6「インターンへの協力イメージ」を参照ください。

4. 応募要件

分科会リーダーは次に掲げるすべての事項を満たす団体であることとします。

- ① 都や他自治体、国と業務委託や助成等金銭的な利害関係を持たない分科会プロジェクトであること。なお、金銭的な利害関係があるものと解釈される恐れがある際は、事業プロモーターに事前に相談すること。
- ② 分科会プロジェクト実施にあたり、関係法令を順守し、分科会プロジェクトの安全性を確保すること。
- ③ 分科会プロジェクト実施は、分科会リーダーの責任で行うこと。分科会プロジェク

ト実施に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、分科会リーダーがその費用を負担するものとする。また、分科会リーダーは、プロジェクトの実施において、参加者に傷害が生じた場合に備え、必要に応じて保険等に加入すること。

- ④ 事業プロモーターの関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 第8条第8項) が含まれる分科会プロジェクトではないこと。
- ⑤ 法令等に違反して、刑罰並びに許認可等取消し、金銭の納付等の処分を受けたことがなく、公募期間終了日時点においてそれらの処分等を受けるおそれのある事実がないこと。
- ⑥ 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと。
- ⑦ 企画提案書提出時に都からの指名停止措置が講じられていないこと。また、公的機関(政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関)との契約における違反がないこと。
- ® 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、または将来においても行わないこと。
- ⑨ 政治活動、選挙運動、又は宗教活動を目的とする法人でないこと。
- ⑩ 暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者がないこと。
- ① 本公募においては、必ず2団体以上(分科会リーダー含む)の実施体制を確保したうえで応募すること。
- ② 分科会リーダー以外の分科会プロジェクト構成員及び再委託先についても、分科会リーダーと同様に、本公募要領で定める内容を遵守すること。

5. 応募手続き

5.1 事業開始までのスケジュール

公募期間 : 2023 年 7 月 3 日 (月) ~ 7 月 24 日 (月) 正午

質問期間 : 2023 年 7 月 3 日 (月) ~7 月 6 日 (木) 応募意向表明届提出期間 : 2023 年 7 月 3 日 (月) ~7 月 14 日(金)

質問回答 : 2023 年 7 月 12 日 (水)

一次審査(書類) : 2023 年 7 月 24 日(月)から 8 月上旬

(応募多数の場合実施)

二次審査 (プレゼン) : 2023 年 8 月上旬~8 月中旬 (うち 1 日間)

採択結果通知 : 2023 年 8 月中旬~8 月下旬

事業開始 :採択結果通知以降

5.2 応募意向表明

事業プロモーターが応募意向状況を確認するために、本プロジェクトへ応募を検討されている民間企業及び大学は応募意向表明届をご提出ください。応募意向表明届の提出を行った後、公募期間中に応募を辞退いただくことも可能です。応募意向表明届提出期間後に応募への意向が生じた場合、ご提出は不要です。なお、応募意向表明届の提出有無が審査に影響を及ぼすことはありません。

① 提出書類 応募意向表明届(様式 1)

② 提出締切 2023年7月14日(金)

③ 提出方法

提出先メールアドレス:tokyo_5gconsortium@tohmatsu.co.jp

提出先:事業プロモーター

件名:【先端サービス実装分科会プロジェクト】応募意向表明:貴団体名

5.3 応募書類の提出

① 提出書類

(ア)企画提案書(必須)

- 企画提案書フォーマットを基に作成してください。
 - A) 「先端サービス都市実装プロジェクト」: 様式 2-1
 - B) 「大学発先端技術開発プロジェクト」: 様式 2-2
- PPT 形式で提出してください。
- プロジェクト採択後の公表資料として企画提案書の活用を依頼する場合 があります。

(イ)補足資料(任意)

- 補足資料は、応募申請書を補足する内容を示す資料(パワーポイント、パンフレット等)となります。
- ② 提出締切

2023 年 7 月 24 日(月)正午必着

③ 提出方法

提出先メールアドレス: tokyo 5gconsortium@tohmatsu.co.jp

提出先:事業プロモーター

件名:【先端サービス実装分科会プロジェクト】企画提案書提出: 貴団体名なお、データ容量は合計 80MB 以下としてください。

6. 選定方法

6.1 評価項目

評価項目は以下の通りとなります。審査基準に基づく評点結果により採択プロジェクトを決定します。

	審査基準	
西新宿フィール ドでの貢献性	社会課題に対し、西新宿エリアのフィールド を活用した解決方法が明確に示されているか	
事業性・継続性	本分科会プロジェクトにおける具体的な取組 内容が示されているか	
	成果等の目標設定と検証方法が適切であるか	
	本分科会プロジェクト実施後の都市実装に向けた展開について、想定ビジネスモデル含め 具体的な計画が示されているか	
実現性・妥当性	都市実装に向けた課題を認識し、妥当な解決 方針・アクションが示されているか	別紙 3 「審査基準」
	分科会プロジェクトスケジュールは具体的で 現実的であるか	のとおり
	分科会プロジェクトを円滑かつ確実に遂行するために、必要かつ適切な事業者と連携し、 十分な体制が整っているか	
先進性・革新性	【先端サービス都市実装プロジェクト】 既に他地域で実施されているサービスと比較 し、先進性の高い内容であるか (国内初の取組、スタートアップとの連携、 スタンドアローン方式の利用、スマートポー ルでの収集データの利活用、通信環境が整備	

されている都営大江戸線都庁前駅構内の活用など)
【大学発先端技術開発プロジェクト】 既存の技術と比較し、先進性・革新性の高い 内容であるか
【大学発先端技術開発プロジェクト】 既に他地域で実施されているユースケースと 比較し、ユニークであるか

6.2 採択結果通知

採択結果は、各団体へ電子メールで個別に結果を通知します。なお、プレゼン審査 の内容等は非公開であり、審査内容に関する質問については一切お答えできません。

7. 問い合わせ先

分科会プロジェクト、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票(様式 3)を以下問合せ先までメールにてご提出ください。問い合わせの受付期間は 2023 年 7 月 6 日 (木) までとします。質問に対する回答は 2023 年 7 月 12 日 (水) までに、特設ページ (URL: https://www.5gconsortium.metro.tokyo.lg.jp/news/) にて掲載する予定です。

提出先メールアドレス: tokyo_5gconsortium@tohmatsu.co.jp

件名:【先端サービス実装分科会プロジェクト】事業に関する問い合わせ:貴団体名

8. 事業プロモーターの企業情報

社名	デロイト トーマツ コンサルティング合同会社	
	(英文表記 Deloitte Tohmatsu Consulting LLC)	
設立	1993 年 4 月	
資本金	500 百万円	
本社所在地	東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング	
事業内容	さまざまな業界・業種ごとの専門的知識とプロジェクト経験をもつイ	
	ン ダストリーサービスと、組織、機能、目的に対応し、特有の課題	
	を解決するコンピテンシーサービスの 2 つの軸のプロフェッショナ	
	ルがチームを 組み、コンサルティングサービスを展開しております。	

	また、グローバルに事業展開するクライアントをサポートする体制を
	有しています。
URL	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-
	deloitte/articles/dtc/dtc.html

以上